

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

〔平成24年3月23日〕
〔市長 決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、北本市建設工事標準請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む。）も常駐を要しない。）
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることができないと判断した場合又は当該工事が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は北本市が発注する工事であること。
- (2) 工事場所が北本市内であること。
- (3) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
ア 当初請負契約額が4,500万円未満（建築一式工事である場

合にあっては、9,000万円未満)の建設工事
イ 単価契約による建設工事等

(兼務を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼務の手続き)

第5条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事が兼務可能であるものであることを確認できる書類「入札公告等又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書(様式第1号)」を添付して、各工事の発注者に「現場代理人の兼務届(様式2号)」を提出することとする。

(受注者の義務)

第6条 前3条までの規定は、現場代理人が兼任する工事現場において、当該工事における受注者が負うべき義務を免除するものではない。

(その他)

第7条 受注者は、第3条から前条までの規定を遵守するとともに次の各号について、留意するものとする。

- (1) 手続きに関して虚偽があった場合には、兼務の承認を取消すものとする。
- (2) 現に施工中の工事において着工が遅れているなど、その受注者に対して新たに現場代理人を兼任させることが不適当と認められるときは常駐義務の緩和を認めない。
- (3) 受注者は、兼任配置したことにより安全管理の不徹底に起因す

る事故等が起きることがないよう、兼任配置とした2工事の現場における安全管理に、より一層配慮することとする。

- (4) 受注者は、兼任配置とした2工事において、工期内の履行を徹底することとする。
- (5) 本要領において兼任配置とした2工事が、その後の設計変更（増額変更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本要領を適用することとする。
- (6) 兼任配置とした2工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、兼務の承認を取消すものとする。
- (7) その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（様式1号）

現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書

【照会】

工事件名	
工事場所	
契約金額	
現場代理人 氏名	

上記工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年　　月　　日

住 所
受注者
氏 名

【回答】

上記工事の現場代理人については、

- ・兼務を認めます。
- ・兼務を認めません。

年　　月　　日

発注者

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（様式2号）

年　月　日
(あて先) 発注者

住 所
受注者
氏 名

現場代理人の兼務届

工事件名	
工事場所	
契約金額	
現場代理人 氏 名	
現場代理人 の連絡先	(緊急時) (上記以外の連絡先)

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。

(もう一方の工事)

工事件名	
工事場所	
工 期	年　月　日から　　年　月　日まで
監督員	(所属) (氏名・連絡先)

注) 添付資料として、もう一方の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等）を添付すること。